

国立大学法人法の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号） ..... 1

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第八条）</p> <p>第二節 国立大学法人評価委員会（第九条）</p> <p>第二章 組織及び業務</p> <p>第一節 国立大学法人</p> <p>第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）</p> <p>第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）</p> <p>第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第二節 大学共同利用機関法人</p> <p>第一款 役員及び職員（第二十四条―第二十六条）</p> <p>第二款 経営協議会等（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第三款 業務等（第二十九条）</p> <p>第三章 中期目標等（第三十条―第三十一条の四）</p> <p>第四章 財務及び会計（第三十二条―第三十四条の三）</p> <p>第五章 指定国立大学法人（第三十四条の四―第三十条の八）</p> <p>第六章 雑則（第三十四条の九―第三十七条）</p> <p>第七章 罰則（第三十八条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（資本金）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定に</p> <p>3</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第八条）</p> <p>第二節 国立大学法人評価委員会（第九条）</p> <p>第二章 組織及び業務</p> <p>第一節 国立大学法人</p> <p>第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）</p> <p>第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）</p> <p>第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第二節 大学共同利用機関法人</p> <p>第一款 役員及び職員（第二十四条―第二十六条）</p> <p>第二款 経営協議会等（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第三款 業務等（第二十九条）</p> <p>第三章 中期目標等（第三十条―第三十一条の四）</p> <p>第四章 財務及び会計（第三十二条―第三十四条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 雑則（第三十四条の二―第三十七条）</p> <p>第六章 罰則（第三十八条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（資本金）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定に</p> <p>3</p>

かかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項及び第三十四条の二において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

かかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること

二 その他の法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 その他の法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を評価委員会の委員に任命することができる。

（新設）

4 前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

（新設）

5 前三項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

（土地等の貸付け）

第三十四条の二 国立大学法人等は、第二十二條第一項

（新設）

又は第二十九條第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のた

めに現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

(余裕金の運用の認定)

第三十四条の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること

二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足る知識及び経験を有するものであること。

2 | 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金（当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）の運用を行うことができる。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

二 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号に掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投

(新設)

資一任契約（同条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結

3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定を受けた国立大学法人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならぬ。

## 第五章 指定国立大学法人

### （指定国立大学法人の指定）

第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

### （研究成果を活用する事業者への出資）

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人に

（新設）

（新設）

（新設）

おける研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

2| 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3| 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項及び第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の五第一項」とする。

(中期目標に関する特例)

第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十条第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。

(余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の七 指定国立大学法人は、第三十四条の第三項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。

(役職員の報酬、給与等の特例等)

第三十四条の八 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定の適用については、準用通則法第五十条の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性

(新設)

(新設)

(新設)

「と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは、「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

2 前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

## 第六章 雑則

(違法行為等の是正)

第三十四条の九 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十二条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第五項、第三十四条、第三十四条の二若しくは第三十四条の五第二項又は準用通則法第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

## 第五章 雑則

(違法行為等の是正)

第三十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十二条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第五項若しくは第三十四条又は準用通則法第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

三〇四 (略)  
五 第三十四条の三第二項第二号又は準用通則法第四十七條第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

#### 第七章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第二十二条第一項に規定する業務(指定国立大学法人にあつては、同項及び第三十四条の五第一項に規定する業務)以外の業務を行ったとき。

六〇八 (略)

九 第三十四条の三第二項又は準用通則法第四十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 第三十四条の九第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 (略)

十二 (削る)

2 (略)

三〇四 (略)  
五 準用通則法第四十七條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

#### 第六章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六〇八 (略)

(新設)

九 第三十四条の二第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 (略)

十二 (略)

の余裕金を運用したとき。

2 (略)

○ 法第三十四条の八第一項の規定による準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定の読み替え

読替後	読替前
<p>3 2 第五十条の二 (略)</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)、民間企業の役員報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他の事情を考慮して定められなければならない。</p> <p>3 2 第五十条の十 (略)</p> <p>(職員の給与等)</p> <p>3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績、職員の職務の特性及び雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他の事情を考慮して定められなければならない。</p>	<p>3 2 第五十条の二 (略)</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)、民間企業の役員報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。</p> <p>3 2 第五十条の十 (略)</p> <p>(職員の給与等)</p> <p>3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。</p>